

「行動憲章」の一部改正について

(下線部が改正箇所)

改正後	現 行	改正の趣旨等
<p>(本 文)</p> <p>(「解 説」)</p>	<p>(本 文)</p> <p>(「解 説」)</p>	
<p>(反社会的勢力との関係遮断)</p> <p>8. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、 関係遮断を徹底する。</p>	<p>(同左)</p>	
<p>(1) 反社会的勢力との関係遮断</p> <p>市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を銀行取引等から排除していくことは、銀行が永年にわたって築きあげてきた信用を維持し、より健全な経済・社会の発展に寄与するためにも、また銀行やその役職員のみならず、お客さまが被害を受けることを防止するためにも、極めて重要な課題である。</p> <p>このため、経営トップ自らが反社会的勢力に対して常に毅然とした態度で臨み、これら勢力とは、<u>銀行単体での取引のみならず、他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を含め一切の関係を遮断する方針を示し、このもとに取組みを進めることが重要である。</u></p> <p>(2) 被害を防止するための一元的な管理体制の整備</p> <p>反社会的勢力から不当要求がなされる場合に備え、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築し、これを継続的に機能させる必要がある。</p> <p>万一、何らかのかたちで反社会的勢力が不当要求を行ってきた場合には、法務などの専門スタッフを含めた関連部署の円滑な連携・協力体制のもと、事実を正確に把握し冷静に対応することが重要である。</p> <p>また、反社会的勢力との関係遮断に資する業務運営のあり方や、対応策を取りまとめたマニュアル等を作成し、行内の教育・研修を充実することなどが求められる。</p> <p>(3) 外部との連携強化</p> <p>本部のほか、営業店において関係当局等への通報や相談を行う担当を設置し、警察当局等との間で、平素から意思疎通を欠かさないよう緊密な連携を保つとともに、業界や地域レベルでも、反社会的勢力との関係遮断に向けた各種施策に、積極的に取り組むことが重要である。</p>	<p>(1) 反社会的勢力との関係遮断</p> <p>市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を銀行取引等から排除していくことは、銀行が永年にわたって築きあげてきた信用を維持し、より健全な経済・社会の発展に寄与するためにも、また銀行やその役職員のみならず、お客さまが被害を受けることを防止するためにも、極めて重要な課題である。</p> <p>このため、経営トップ自らが反社会的勢力に対して常に毅然とした態度で臨み、これら勢力とは、取引を含め一切の関係を遮断する方針を示し、このもとに取組みを進めることが重要である。</p> <p>(2) 被害を防止するための一元的な管理体制の整備</p> <p>(同左)</p> <p>(3) 外部との連携強化</p> <p>(同左)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行憲章は、反社会的勢力排除の取組みについて、銀行取引を含めた一切の関係遮断を図ることが重要であるとの認識を踏まえた項目を設けているが、近時、金融サービスが多様化する中で、他の企業との提携により金融サービスを提供する場合もあり、そうした企業も含めた反社会的勢力との関係遮断の取組みが求められていることから、そうした取組みを一層推し進めるため、その旨を追記する。